

第 6 条 （報酬の返還）

乙が紹介した人材が甲に入社した後に、 甲の責任によらず次に定める期間内に退職した場合、以下の各号に定めるとおり、乙は甲に対して既に受領した報酬の一部を返還するものとする。

- ①入社後 1 ヶ月以内に退職した場合、乙が受領をした報酬の 7 0 %を返還する。
- ②入社後 1 ヶ月を超え、かつ 3 ヶ月以内に退職した場合、乙が受領した報酬 3 0 %を返還する。

第 6 条 （退職時の手数料の取扱い）

本契約に基づき 乙が甲に紹介した人材が退職をすることとなった場合、いずれの理由においても乙は甲から支払われた紹介手数料について、払い戻しは行わないこととする。